

令和 4年1月21日

新潟交通圏準特定地域協議会  
設立準備会代表 佐藤友紀  
(一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会会長)

## 新潟交通圏準特定地域協議会開催場所変更の公表について

標記について、下記のとおり令和3年度第1回新潟交通圏準特定地域協議会を開催しますので、国土交通省策定準特定地域協議会設置要綱（モデル要綱）（以下「設置要項」と言います。）第5条第12項の規定（会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。）を準用し、開催案内を令和3年12月23日付で公表しところですが、今般、新型コロナウイルス感染防止の観点から下記のとおり開催場所を変更したので公表します。

### 記

1. 日 時 令和4年2月18日（金） 14時00分 ～
2. 会 場 新潟市中央区新光町4-1 新潟県自治会館  
(1階 講堂 TEL025-284-4101)
3. 議 題
  - (1) 新潟交通圏準特定地域協議会設置要綱の設定（協議会立ち上げ）について
  - (2) 新潟交通圏準特定地域協議会会長の選任について
  - (3) 北陸信越運輸局長から照会のあった公定幅運賃に関する意見照会に係る回答案の検討について
  - (4) その他
4. その他  
議題は現時点での予定のため開催時には変更になる場合があります。

#### 【お問い合わせ先】

新潟交通圏準特定地域協議会 事務局  
(一社) 新潟県ハイヤー・タクシー協会  
TEL 025-241-8677 FAX 025-247-0655  
担当 佐々木  
新潟市ハイヤータクシー協会  
TEL 025-285-3613 FAX 025-283-5746  
担当 新田

(注) 準用する設置要項第4条第2項及び3項

3 協議会は、準用する設置要綱第1条(1)～(4)（関係地方公共団体の長、タクシー事業者等、労働組合等、地域住民代表等）に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、同情の(5)～(9)（関係行政機関等）に掲げる者が任意に脱退できるものとする。